

地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第45条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の契約について必要な事項を定める。

(一般競争入札に参加する資格がない者)

第2条 契約規程第3条に規定する契約を締結する能力を有しない者とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 業を行うに際し、法令等の規定により必要とされる官公署の許可、認可、免許、登録等（以下「許可等」という。）を受けていない者
- (2) 有資格者又は有資格者の役員若しくは使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、又は暴力団員が有資格者の経営に事実上参加していると認められた日から2年を経過していない者若しくは2年を経過した後においても改善が認められない者
- (3) 有資格者又は有資格者の役員若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）等を利用した日から1年を経過していない者若しくは1年を経過した後においても改善が認められない者
- (4) 有資格者又は有資格者の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる日から1年を経過していない者若しくは1年を経過した後においても改善が認められない者
- (5) 有資格者又は有資格者の役員若しくは使用人が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められる日から1年を経過していない者若しくは1年を経過した後においても改善が認められない者
- (6) 有資格者又は有資格者の役員若しくは使用人が、下請契約等、資材、原材料等の購入契約その他契約をするに際し、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定のいずれかに該当するものである旨を認識しながら、当該契約を締結した日から1年を経過していない者若しくは1年を経過した後においても改善が認められない者

(入札保証金)

第3条 契約規程第5条に規定する入札保証金の額は、当該入札参加者の入札金額の100分の3以上の額とする。

2 入札保証金を納付しなかった契約候補者が、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する違約金を徴収するものとする。

(予定価格等の準備)

第4条 契約責任者は、契約規程第8条の予定価格、契約規程第12条の調査基準価格又は契約規程第13条の最低制限価格を定めたときは、これらを記載した書面を作成の上、密封し、開札の際、開札場所に置くものとする。

(最低制限価格の設定)

第5条 契約責任者は、工事に係る最低制限価格を設けるときは、最低制限価格の額を予定価格の3分の2に相当する額未満とすることができない。

(指名競争入札に付す場合)

第6条 契約規程第17条第1号の規定により指名競争入札に付す場合は、次のとおりとする。

- (1) その目的により一般競争入札をする暇がないと認められるとき。
- (2) 複雑な接続があり、既存の他のシステム又は医療機器の状況を一定把握しておく必要があるため一般競争入札に適さないと認められるとき。
- (3) その性質により一般競争入札をする必要がないと認められるとき。

2 契約規程第17条第2号の規定により指名競争入札に付す場合は、次のとおりとする。

- (1) 競争に参加する者が10者以内であると認められるとき。

3 契約規程第17条第3号の規定により指名競争入札に付す場合は、次のとおりとする。

- (1) 指名競争入札によるほうが、利益が大きくなるとき。
- (2) 一般競争入札によった場合、損失が生じるとき。

(1者による見積書の聴取)

第7条 契約規程第22条第1項第4号の規定により2人以上の者から見積書を徴する必要がない場合は、次のとおりとする。

- (1) 前年度と同一の業務を前年度と同価格以下の額で契約規程第21条第1項第1号の規定により随意契約を行うとき。ただし、2人以上の者から見積書を徴さない期間は、理事長が特に認める場合を除き5年を超えてはならない。
- (2) 複数年に渡る契約を前提に一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により単年度ごとに契約する方法（ローテーション契約）をとった場合の2年目以降の契約を行うとき。

(見積書の省略)

第8条 契約規程第22条第2項第5号の規定により見積書の聴取を省略できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (2) 不動産の売買又は貸借をするとき。
- (3) 法令等により価格が定められているとき。
- (4) 前3号以外で、特に理事長の承認を得たとき。

(契約における指示する書類)

第9条 契約規程第24条第1項に規定する契約責任者が指示する書類のうち次に掲げる書類は必ず提出させるものとする。

- (1) 国税通則法(昭和37年法律第66号)第123条第1項に規定する証明書又はその写し(法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するもの、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものであつて、審査基準日以後に発行されたものに限る。)

- (2) 許可等を要する業務の場合にあつては、許可等を証する書類又はその写し
- (3) 法人にあつては商業登記簿に記載されている事項の全部を証明する書面又はその写し、個人にあつては入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない旨の誓約書

2 前項の規定にかかわらず、契約候補者が、堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 5 条第 3 項に規定する入札参加資格を有すると市長が認めた者（堺市物品調達・委託業務等入札参加有資格者名簿又は堺市入札参加有資格者一覧に掲載されている者）は、前項の書類を提出する必要はない。

（請書の省略）

第 10 条 契約規程第 26 条第 2 項の規定により請書の作成を省略できる場合は、概ね次のとおりとする。

- (1) 契約金額が 500,000 円未満の契約（単価契約を除く。）を締結するとき。
- (2) 国又は地方公共団体と契約を締結するとき。
- (3) 法令等により価格が定められているとき。
- (4) 災害の発生等により、緊急を要するとき。

（前払）

第 11 条 契約規程第 35 条に規定する前払の額は、次の 1 件あたりの契約金額の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

- (1) 1,000,000 円以上 10,000,000 未満 400,000 円
- (2) 10,000,000 円以上 30,000,000 未満 4,000,000 円
- (3) 30,000,000 円以上 50,000,000 未満 12,000,000 円
- (4) 50,000,000 円以上 契約金額に 10 分の 4 を乗じた額以内で理事長が認めた額
(1,000 円未満切捨て)

（部分払）

第 12 条 契約規程第 36 条の部分払について、工事請負契約等に係る前払の回数は、工期が 180 日以上のものについては工期日数を 90 で除して得た回数（1 未満の端数切捨て）とし、その他のものについては 1 回とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約規程第 35 条により前払をすることができるものについては、前項により算定した回数から 1 を減じた回数とする。

3 前 2 項の規定は、国又は府の補助金の対象となっているものについては、この限りでない。

（検査調書作成の省略）

第 13 条 契約規程第 42 条の規定により検査職員が検査調書を作成する必要がない場合は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額が契約規程第 21 条第 1 項第 1 号に規定する金額の範囲内であるとき。
- (2) 物品の購入にあたり納品と即時に検収を行うとき（ただし、1 件 10,000,000 円以上の医療機器の購入を除く）。
- (3) 光熱水費等で当該給付について検収するといえないとき。
- (4) 契約金額が 5,000,000 円未満の契約で別に検収を行った職員及び日付が確認できると

き。

(委任)

第14条 この細則に定めるもののほか、契約に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(契約の関する経過措)

2 この細則の施行日において既に締結している契約又は入札の途中であるものについては、当初の条件を準用又は引継ぐことができる。